

## 電子化した証明書（e-証明書）の発給対象となる証明書の拡大について

### ポイント：

- ・令和8年2月24日以降の申請から、オンライン交付が可能な電子化した証明書（e-証明書）の発給対象が拡大されます。
- ・e-証明書を受け取るためには、「オンライン在留届（O R Rネット）」からオンライン申請し、手数料はクレジットカードによるオンライン決済とする必要があります。また、戸籍謄（抄）本の原本が必要な場合は「戸籍電子証明書提供用識別符号」の入力が必須となります。

### 本文：

1 令和8年2月24日以降の申請からオンライン交付が可能な電子化した証明書（e-証明書）の対象が拡大され、以下4の証明をオンラインで申請する場合は、これまでどおり紙媒体の証明書を窓口で受け取るか、e-証明書をオンラインで受け取るか、いずれかを選択することが可能になります。

（参考）証明オンライン申請とは

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page23\\_004157.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/page23_004157.html)

2 なお、e-証明書の交付を受けるためには、以下の条件を満たす必要があります。申請手順につきましては、「e-証明書の申請・交付手順マニュアル」動画が外務省ホームページ（[https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/pagew\\_000001\\_01362.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/pagew_000001_01362.html)）

に掲載されていますので、ご確認ください。

- （1）「オンライン在留届（O R Rネット）」からオンライン申請すること。
- （2）手数料はクレジットカードによるオンライン決済とすること。
- （3）戸籍謄（抄）本の原本を必要とする証明を申請する場合は「戸籍電子証明書提供用識別符号」を入力すること。

（参考）在外公館で証明を申請する際に必要な戸籍謄（抄）本の取扱いについて

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/pagew\\_000001\\_01426.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/pagew_000001_01426.html)

3 また、証明書の提出先によっては、e-証明書または同証明書を印刷したものが受理されず、従来の紙媒体の証明書の提出が求められることもありますので、e-証明書での交付をご希望される場合は、証明書を申請される前に、提出先にe-証明書による対応が可能かご確認いただくことをお勧めします。

4 令和8年2月24日以降、当館でe-証明書の申請受付が可能な証明は以下のとおりです。

※当館が管轄する地域以外にお住まいの方は、当館にオンライン申請できません。

- (1) 在留証明 ※令和7年5月発給開始
- (2) 戸籍記載事項証明
- (3) 出生証明
- (4) 婚姻要件具備証明（※独身であるなど、婚姻要件を満たしていることの証明）
- (5) 婚姻証明
- (6) 離婚証明
- (7) 旅券所持証明
- (8) 在留(転出)届出済証明

---

在フィンランド日本国大使館 領事班

ホームページアドレス：

[https://www.fi.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.fi.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

電話：+358（0）9-686-0200

9:30-12:00、13:30-16:30

メール：

各種証明、パスポート、戸籍・国籍、在外選挙に関すること：shinsei@hk.mofa.go.jp

査証に関すること：visa-apply@hk.mofa.go.jp

在留届に関すること：zairyu-kakunin@hk.mofa.go.jp

その他に関すること：consular@hk.mofa.go.jp